

# 安倍総理と小沢民主党代表による党首討論

～ 第 165 回国会及び第 166 回国会における討議の概要 ～

企画調整室 おおしま たけし  
大嶋 健志

## 1. はじめに

第 166 回国会（平成 19 年 1 月 25 日～7 月 5 日）において、国家基本政策委員会合同審査会（以下「党首討論」という。）は、2 回開催された。本稿では、この 2 回に第 165 回国会（平成 18 年 9 月 26 日～12 月 19 日）における 2 回の党首討論を加えて、安倍総理が就任して以降、小沢民主党代表との間で行われた 4 回の党首討論の概要を紹介することとしたい。なお、この期間の党首討論は、いずれも野党党首は小沢代表のみだが、これは申合せの要件（衆参いずれかの院で 10 名以上有する会派）に該当する野党党首が小沢代表のみであったためである。

制度創設から 7 年が経過し、開会回数が減少している。また、第 166 回国会では、第 1 回目の開催が 5 月 13 日までずれ込み、制度創設以来、常会で最も遅い第 1 回目の党首討論となった。

討議の内容としては、当初、小沢代表は憲法等の基本的なテーマについて、じっくりと議論し、安倍総理の考え方を尋ねるといった形を中心にしていたが、次第に個別テーマについて具体的な議論を取り上げることが増えた。

## 2. 討議の概要

### （1）平成 18 年 10 月 18 日の討議<sup>1</sup>

この日の討議は、小沢民主党代表と安倍新総理とによる初の論戦となり、憲法及び安全保障について議論が行われた。

#### ア 憲法改正を目指す理由

小沢代表は憲法改正についての総理の考えを尋ねるとして、改正を目指す最大の理由は何かという質問を行った。これに対し、安倍総理はその理由として、現行憲法の制定過程が占領軍の影響下に行われたため、制定されてから長期間が経過したため、国の形を私たち自身で議論し、書き上げていくことが新しい時代を切り開いていく精神につながっていくため、と 3 点を挙げた。この見解に対し小沢代表が、3 点の理由の中で、憲法改正に固有の理由と思われる の考え方を推し進めると、現行憲法は無効という考え方になるのではないかと指摘したところ、安倍総理は、現行憲法の下で今まで歩んできたのであり、その憲法が無効だという議論は意味がないのではないかと答えた。また、先日発表した自民党の憲法改正案にも、現行憲法が持っている主権在民、自由と民主主義等の普遍的な価値が書き込まれており、現実的な視点からは、国民投票法案について議論をしていただきたいとした。

## イ 北朝鮮核実験への対応

北朝鮮は討議の直前の10月9日、国際社会の警告にもかかわらず、再び核実験を実施したことを発表した。これを受けて国連の安全保障理事会では北朝鮮を非難する決議がなされた。このような中、北朝鮮に対する我が国の対応が議論となった。小沢代表は、政府が周辺事態法適用を検討していると聞かすが、同法は日本の有事に関する法律であり、今回の事態に適用するのは無理があるのではないかと総理の見解を求めた。これに対し安倍総理は、直ちに同法を適用するとは言っていないとしながらも、あらゆる法令を検討するのは当然のことである旨述べた。

## (2) 平成18年11月8日の討議<sup>2</sup>

### ア 憲法9条の意義

前回に引き続き、憲法改正に向けての考え方が取り上げられた。小沢代表は、安倍総理が改正を主張する憲法第9条について、その条文の意義をどうとらえているのか、条文をどのように「国民の手によって作り直す」のか、見解を質した。これに対して、安倍総理は、自由民主党の憲法改正案において、自衛隊に関する規定を条文に明示したことを説明するにとどめた。

### イ 非核三原則をめぐる大臣等の発言

北朝鮮核実験の実施以降、安倍内閣の一部の閣僚や自由民主党の幹部が相次いで核保有について言及した。この点について、小沢代表は、議論が行われること自体を否定するものではないが、現職の閣僚等が非核三原則の見直しの可能性について言及することは、誤解を与えるのではないかと質した。これに対し安倍総理は、国是とされる非核三原則を守るという考え方の下で、核をめぐる議論をすること自体は、差し支えないとの認識を示した。

### ウ 教育基本法改正

小沢代表は、教育基本法の改正をめぐり、教育の最終責任は国が持ち、占領下に作られ維持されてきた教育委員会制度を変えなければならないと主張した。一方、安倍総理は、今回提出した教育基本法案は理念法であり、今後具体的な制度は、同法案改正後に議論を深めていきたい旨を述べた。

## (3) 平成19年5月16日の討議<sup>3</sup>

### ア 防衛大学校における訓示

安倍総理は防衛大学校の卒業式(平成19年3月18日)における訓示の中で、「諸君が将来直面するであろう『危機』に臨んでは、右と左とを足して二で割るような結論が、こうした状況に真に適合したものとはならないということであります。様々な情報を幅広く収集し、情勢を的確に分析し、時に応じて自らの信ずるところに従って的確な決断をすることが必要となるのであります」と発言している<sup>4</sup>。小沢代表は、自衛隊の幹部になる者に対し、自らの信念に基づいて的確に判断して行動せよとの訓示は理解できないとして、その真意を質した。これに対し安倍総理は、内閣総理大臣とし

て大きな判断は、最高指揮官としての自分が行うのは、当然であり、訓示は心構えを示したもので、問題はないとの見解を示した。

#### イ 教育制度

第 165 回国会で教育基本法が改正されたことを受けて、それを具体化するいわゆる教育関連三法が第 166 回国会に提出された。そこで、再び教育制度について議論が交わされた。小沢代表は、戦後の教育制度は、教育委員会制度が責任を持つ形となっ  
ていながら、文部省が指導・助言という形で実質的に影響力を行使するというゆがんだ形であるとした。そして、今回の法改正も文部科学省に口出しする根拠を与えるだけで、根本的な解決とはなっていないと主張した。一方、安倍総理は、法令に反した場合には国が指示できるようにするなど、国と教育委員会の責任が明確化されたとした。また、教育基本法を改正したことこそが、戦後レジームからの脱却であり、その上に立って、三法の改正を提案している旨主張した。

#### ウ 税金の無駄遣い

小沢代表は、財政が厳しい状況にある中、税金の無駄遣いをなくすことを第一に心掛ける必要があるとして、福井県旧美山町における融雪対策に係る補助金の事例を取り上げた。この事例では、融雪事業だけでは国からの補助金が交付されず、不要なスキー場も併せて設置せざるを得なかったのではないかとし、他にも税金の無駄遣いがないかどうか調査をし、仕組みを改めるのが政府の役目ではないかを見解を質した。安倍総理は、指摘事例は精査するとした上で、「筋肉質の政府をつくっていくということを既にお約束している」と述べた。

#### エ 薬害肝炎問題

小沢代表は、薬害肝炎問題について国の責任を認める判決が出たことについて、政府が早急に対策を取るべきだと質した。安倍総理は、「皆様が大変な御苦勞をされている、苦しんでおられるということを私も十分に承知」しているとし、高い医療費について、国として何ができるか検討していかなければならないと表明した。

#### (4) 平成 19 年 5 月 30 日の討議<sup>5</sup>

社会保険庁が管理する年金の記録に大量の不備があることが広く取り上げられるようになり、その責任と対策をめぐって大きな議論となっている。このような中開かれたこの日の党首討論は、この問題に討議が集中した。

小沢代表は、まず、社会保険庁の不祥事が続発する中にもかかわらず、社会保険庁改革法案を野党が反対する中で採決したことを抗議し、委員会に差し戻すよう主張したが、安倍総理は、委員会での議論、採決は委員会で決めることだと答えた。

次いで、納付者不明の年金記録に係る責任の所在と対応策について、議論が交わされた。まず、安倍総理は、所属が明らかになっていない年金記録について、今後 1 年間ですべて突合することを約束した。また、年金記録がなく時効になってしまう場合にも、給付を可能とする特例法案を提出したことを説明した。責任の所在については、システムが導入されて以降の社会保険庁長官等すべての関係者に大きな責任があるとした。また、自らにつ

いても「現在の政府の責任者でありますから、大きな責任を感じているというのは当然のこと」と述べた。

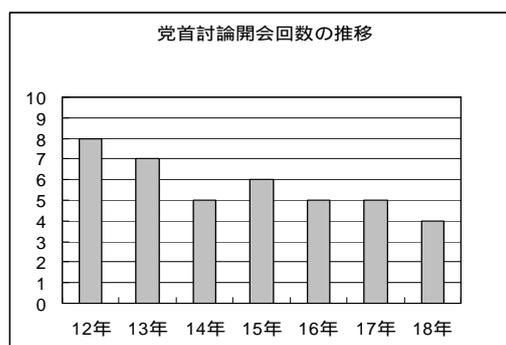
今後予想される申立てへの対応について、小沢代表は、保険料を払ったという申立てを行った人の立場を尊重し、拳証責任を国民に押しつけることのないように審査を行うべきではないかと主張した。これに対し、安倍総理は、「何年も前の領収書を持ってこいという姿勢は取らない」としながらも、第三者による委員会において、「合理的な説明をしておられるかどうかという判断をしていただく」との考えを示した。

また、小沢代表は、特例法案について、そもそも記録が確認されれば当然に給付されるべきであり、時効を進行させること自体がおかしいのではないかと指摘した。また、採決を急ぐ必要はなく議論を十分尽くすべきだとした。安倍総理は、時効を消滅させなければいけないとは考えているが、立法なしに行おうとすれば、かえって受給者に負担をかけてしまうため、今回の法案を提出したと説明した。

### 3. 今後の課題

党首討論は、平成 11 年に成立した「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」により導入された制度であるが、制度開始の平成 12 年には年間 8 回開催されていたものの、昨年（平成 18 年）は 4 回にとどまっております、漸減傾向となっている（右図参照）。

開会回数の増加に向けた取組も一部にあるが、具体的な検討作業は始まっていない。党首討論は、翌日の新聞各紙で大きく取り上げられるなど国民から大きな注目を集めている。国会審議の活性化等の当初の目的を十分に効果あるものとするため、開会回数増加に向けての取組が求められているのではないだろうか。



<sup>1</sup> 第 165 回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第 1 号（平 18.10.18）

<sup>2</sup> 第 165 回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第 2 号（平 18.11.8）

<sup>3</sup> 第 166 回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第 1 号（平 19.5.16）

<sup>4</sup> 首相官邸ホームページ<<http://www.kantei.go.jp/jp/abepphoto/2007/03/18boudai.html>>

<sup>5</sup> 第 166 回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第 2 号（平 19.5.30）